

瑞浪市こども計画（令和7年度～令和11年度）
（変更部分 抜粋）

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

(2) 特定教育・保育施設

【認定こども園保育部、保育園】

《変更前》

園名	所在地	受入年齢	保育時間	休業日		
陶こども園	陶町	生後8か月から 5歳児	【短時間】 8時30分から 16時30分	日曜日 祝日 12月29日 から 1月3日		
稲津こども園	稲津町					
みどりこども園	下沖町					
桔梗こども園	土岐町	※桔梗こども園 は生後57日から				
竜吟こども園	釜戸町					
日吉こども園	日吉町					
一色こども園	寺河戸町	※瑞浪こども園 は3歳児から			【標準時間】 7時30分から 18時30分	なし
瑞浪こども園	北小田町					
中京こども園(私立)	土岐町	2歳児から 5歳児			【標準時間】 7時30分から 18時30分	日曜日 祝日 12月29日 から 1月3日
千寿の里 愛保育園(私立)	山田町	生後57日から 5歳児				
せいわ保育園(私立)	和合町	生後6か月から 2歳児				
千寿の里 もりの愛保育園(私立) ※小規模保育事業所	樽上町	生後57日から 2歳児				
中京けいめい保育園(私立) ※小規模保育事業所	土岐町	生後8か月から 5歳児				
まんまる保育園(私立) ※小規模保育事業所	土岐町	生後6か月から 2歳児				
マカナ保育園(私立) ※小規模保育事業所	松ヶ瀬町	生後6か月から 2歳児				

《変更後》

園名	所在地	受入年齢	保育時間	休業日
陶こども園	陶町	生後8か月から 5歳児 ※桔梗こども園 は生後57日から ※瑞浪こども園 は3歳児から	【短時間】 8時30分から 16時30分	日曜日 祝日 12月29日 から 1月3日
稲津こども園	稲津町			
みどりこども園	下沖町			
桔梗こども園	土岐町			
竜吟こども園	釜戸町			
日吉こども園	日吉町			
一色こども園	寺河戸町			
瑞浪こども園	北小田町			
中京こども園(私立)	土岐町	生後8か月から 5歳児	【標準時間】 7時30分から 18時30分	なし
千寿の里 愛保育園(私立)	山田町	生後57日から 5歳児		
せいわ保育園(私立)	和合町	生後6か月から 2歳児		
千寿の里 もりの愛保育園(私立) ※小規模保育事業所	樽上町	生後57日から 2歳児		
まんまる保育園(私立) ※小規模保育事業所	土岐町	生後6か月から 2歳児		
マカナ保育園(私立) ※小規模保育事業所	松ヶ瀬町	生後6か月から 2歳児		日曜日 祝日 12月29日 から 1月3日

変更理由

令和8年4月1日より「中京こども園（幼保連携型認定こども園）」と「中京けいめい保育園（小規模保育事業所）」を一元化し「中京けいめい保育園（小規模保育事業所）」を廃止し、「中京こども園（幼保連携型認定こども園）」の受入年齢を生後8か月からに変更する。

(3) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

《変更前》

③0歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	45	45	45	45	45
② 確保 方策	特定教育・保育施設	38	38	38	38	38
	特定地域型保育事業	16	16	16	16	16
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	合計	54	54	54	54	54
③	過不足(②-①)	9	9	9	9	9

《変更後》

③0歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	45	45	45	45	45
② 確保 方策	特定教育・保育施設	38	44	44	44	44
	特定地域型保育事業	16	13	13	13	13
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	合計	54	57	57	57	57
③	過不足(②-①)	9	12	12	12	12

《変更前》

④ 1・2歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	233	229	239	234	230
② 確保 方策	特定教育・保育施設	194	194	194	194	194
	特定地域型保育事業	59	59	59	59	59
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	合計	253	253	253	253	253
③	過不足(②-①)	20	24	14	19	23

《変更後》

④ 1・2歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	233	229	239	234	230
② 確保 方策	特定教育・保育施設	194	206	206	206	206
	特定地域型保育事業	59	44	44	44	44
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	合計	253	250	250	250	250
③	過不足(②-①)	20	21	11	16	20

《変更前》

⑤ - 1 3～5歳【2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	592	605	603	600	599
② 確保 方策	特定教育・保育施設	615	615	615	615	615
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	合計	615	615	615	615	615
③	過不足(②-①)	23	10	12	15	16

《変更後》

⑤ - 1 3～5歳【2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	592	605	603	600	599
② 確保 方策	特定教育・保育施設	615	626	626	626	626
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	合計	615	626	626	626	626
③	過不足(②-①)	23	21	23	26	27

《変更前》

- ⑤ - 2 3～5歳【1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）】
 【2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）】

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	148	133	132	132	131
②	確保方策	206	206	206	206	206
③	過不足(②-①)	58	73	74	74	75

《変更後》

- ⑤ - 2 3～5歳【1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）】
 【2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）】

(単位:人)

市内全体		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	148	133	132	132	131
②	確保方策	206	201	201	201	201
③	過不足(②-①)	58	68	69	69	70

変更理由

令和8年度より「中京こども園（幼保連携型認定こども園）」と「中京けいめい保育園（小規模保育事業所）」を一元化し「中京けいめい保育園（小規模保育事業所）」を廃止するため、各認定区分の確保方策（提供量）を変更する。

- ③0歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】 3人増
- ④1・2歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】 3人減
- ⑤-1 3～5歳【2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】 11人増
- ⑤-2 3～5歳【1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）】【1号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）】 5人減